

福生市告示第 152 号

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（組合）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、福生市が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数 20 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法は、次のとおりとする。

令和 7 年 10 月 1 日

福生市長 加 藤 育 男

（用語の定義）

第 1 条 この告示における用語の意義は、福生市告示第 151 号（以下「第 151 号告示」という。）の例による。

（競争入札参加資格の申請）

第 2 条 登録申請をしようとする組合は、福生市に申請しなければならない。

2 組合の登録申請の条件は、第 151 号告示第 2 条第 4 項の規定の例による。

3 前項の規定にかかわらず、競争入札に参加しようとする営業種目について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。

4 組合の登録申請は、次のいずれかの審査方式によって行わなければならない。この場合において、企業組合・協業組合は、審査対象事業者方式により申請することはできない。

（1） 組合売上高審査方式（組合が有する年間総売上高、自己資本額、従業員数、流動比率、営業年数から客観点数を算出し、組合が有する営業種目ごとの年間売上高から主観点数を算出する方式をいう。）

（2） 審査対象事業者方式（所属する組合員から審査対象事業者（次の条件に該当する者をいう。）を、5 者を限度として選任し、客観点数及び主観点数について、第 151 号告示第 5 条に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式をいう。）

ア 申請する営業種目について共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者であること。

イ 申請する組合に理事として所属していること。

(客観的審査事項及び主観的審査事項)

第3条 客観的審査事項は、次のとおりとする。

(1) 組合売上高審査方式(第151号告示第6条第1項の規定による方式をいう。)

(2) 審査対象事業者方式(第151号告示第6条第1項の規定による方式(同項各号に掲げる数値の代わりに次に掲げる数値により算出する方式に限る。)をいう。)

ア 年間総売上高(審査対象事業者が既に申請したそれぞれの総売上高(第151号告示第6条第1項第1号の規定に該当する者にあつては、加算率により加算した後の額)を合算して得た額をいう。)

イ 自己資本額(審査対象事業者が既に申請したそれぞれの自己資本額を合算して得た金額をいう。)

ウ 従業員数(審査対象事業者が既に申請したそれぞれの従業員の数を合算して得た数をいう。)

エ 流動比率(審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動資産を合算して得た金額を審査対象事業者が既に申請したそれぞれの流動負債を合算して得た金額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

オ 営業年数(審査対象事業者が既に申請した申請日までの営業年数を合算した値を当該事業者数で除して得た値をいう。)

2 主観的審査事項は、次のとおりとする。

(1) 組合売上高審査方式(第151号告示第6条第2項の規定による方式をいう。)

(2) 審査対象事業者方式(審査対象事業者が既に申請したそれぞれの営業種目ごとの年間売上高を合算して得た額を第151号告示別表1に当てはめ主観等級を決定する方式をいう。)

(変更申請に伴う客観点数の再審査)

第4条 組合売上高審査方式により申請した組合について、組合のISO14000シリーズの14001、エコアクション21、エコステージ又はKES・環境マネジメントシステム・スタンダード及びISO9000シリーズの9001に関する変更申請があった場合は、第151号告示第6条第1項第1号に掲げる年間総売上高の加算率により客観点数の再審査を行う。

(申請内容を証明する書類)

第5条 登録申請を行った組合は、申請後に福生市から申請内容が事実であることを証明する書面(官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、組合員名簿、役員名簿等をいう。)の提示を求められたときは、これを提示し、又は提出しなければならない。

(登録営業種目の追加及び審査対象事業者の変更)

第6条 登録営業種目の追加及び審査対象事業者の変更は、次期の登録申請を行うまでの期間中に行うことはできない。

(準用)

第7条 次の表左欄に掲げる手続については、同表右欄に掲げる規定の例により行うものとする。

手続	規定	備考
申請方法	第151号告示第3条	審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。
競争入札の参加者の資格（審査対象事業者が該当することとなった場合を含む。）	第151号告示第4条	
競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定	第151号告示第5条第1項	
競争入札参加資格の等級区分	第151号告示第5条第2項	
競争入札参加資格の審査方法	第151号告示第5条第3項から第8項まで	
審査結果の確認	第151号告示第9条第1項	
資格の取消し	第151号告示第9条第2項及び第3項	
変更申請	第151号告示第9条第4項及び第5項	変更を申請しなければならない内容に組合員（審査対象事業者を除く。）の変更を含む。
虚偽申請をした者の取扱い	第151号告示第9条第7項	
代理申請	第151号告示第10条	
公開等	第151号告示第11条	

